

ポーランド週報

(2023年6月1日～2023年6月7日)

令和5年(2023年)6月9日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 ポーランド国内の安全保障にロシアが及ぼした影響を調査する国家委員会の設置に関する法律の改正案の議会提出 大統領による恩赦に関する憲法法院判決 反「法と正義」(PiS)政権デモ行進の実施 政党別支持率に関する世論調査 2025年上半期にポーランドがEU議長国に就任することに伴う大統領、政府、上下両院の間の協力枠体制を定める法案 「新左派」共同党首による野党下院選挙協力協定締結に向けた訴え ラウ外相のNATO外相会合出席 モラヴィエツキ首相の欧州政治共同体(EPC)首脳会合出席 ムラルチク外務副大臣、独戦後賠償に関するEU機関への働きかけを開始 ポーランドのEU法違反に関する欧州司法裁判所判決 ブワシュチャク副首相兼国防大臣の韓国訪問 ドゥダ大統領のブカレスト・ナイン首脳会合出席 ロシアによるウクライナ南部ドニプロ川のカホフカ水力発電所ダム爆破に関する外務省声明 ポーランド国内の安全保障にロシアが及ぼした影響を調査する国家委員会の設置に関する法律に係るEU法違反手続の開始								【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先大使館領事部 電話226965005 Fax 5006 各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 ベラルーシとの国境における不法な入国事案 中小規模企業を狙った強盗が増加傾向との警察発表								
経済 ポーランド過去34年間の経済発展 戦略的エネルギー・インフラ政府全権の任命 2023年のポーランドの経済成長率は0.8%に減速 4月の外国貿易 PKN Orlen が肥料製造会社の買収に関する意向書に署名 ポーランドの農業における季節労働者の不足 ポーランド企業、小型モジュール炉建設に関する協力覚書を締結 新法案、太陽光発電導入阻害の可能性 NASA長官のポーランド訪問								

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意
 欧州でのテロ等に対する注意喚起
 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ
 「たびレジ」への登録のお願い
 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起
 マイナンバーカード取得のお願い
 年金受給者の現況届提出について
 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて
 旅券のオンライン申請等の開始について
 大使館広報文化センター開館時間
 文化行事・大使館関連行事

在ポーランド日本国大使館

ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000

<http://www.pl.emb-japan.go.jp>

政 治
内 政

ポーランド国内の安全保障にロシアが及ぼした影響を調査する国家委員会の設置に関する法律の改正案の議会提出【2日・4日・5日】

2日、ドゥダ大統領は、ポーランド国内の安全保障にロシアが及ぼした影響を調査する国家委員会の設置に関する法律の改正案を議会に提出した。同改正案では、①ロシアの影響を受けていたと認められた人物に対して委員会が講じることができる対応措置（10年間にわたり公的資金を扱う公務に就くことを禁じる等）を撤廃する、②委員会が下した決定が上告された際に審理を行う裁判所を行政裁判所から普通裁判所にする、③上下両院の議員が委員会のメンバーになることを禁じる、④委員会委員長を選ぶのは首相ではなく委員会メンバーにするといったことが想定されている。

4日、カチンスキ「法と正義」（PiS）党首は、「同改正案についてはPiSの議会会派によって決定が下されるであろう。」と述べた。

5日、ミュレル政府報道官は、「同改正案を支持するか否かについて、未だはっきりとした立場をとっていない。」と述べ、同改正案が採択される可能性は排除されないと付言した。

現行の法律に則れば、委員会メンバーの候補者リストは6月14日までに下院に提出され、次回の下院本会議で選ばれることになっている。

大統領による恩赦に関する憲法法院判決【2日・6日】

2日、憲法法院は、恩赦付与権に関する大統領と最高裁判所の権限争いに関する審理を行い、恩赦付与権は大統領の専権事項であり、最終的な法的効果を生むのであり、裁判所は大統領が持つ恩赦

付与権に対してコントロールを及ぼすことはできないという判決を下した。本件は、カミンスキ内務・行政大臣兼特務機関調整担当大臣が2000年代のPiS政権において反汚職庁（CBA）長官を務めていた際の職権濫用などについて、一審で実刑判決を受けていたにもかかわらず二審で判決が下る前に大統領が恩赦を与えたことに端を発する。最高裁判所は、大統領が恩赦を与えることができるのは司法プロセスが完了した係争案件に対してのみであり、最終的な判決が下る前に恩赦を与えるのは法的に無効であると述べ、当時の下院議長によって憲法法院の審理に付されていた。

6日、最高裁判所は、司法を執行するのは裁判所のみであり、いかなる国家権力もこれを禁止することはできず、最終判決が下る前の恩赦は効力を持たない旨の決議は引き続き効力を有するとした声明を出し、カミンスキ大臣に関する審理中止を撤回する決定を下した。本件については、2007年8月から手続が止まっていたが、ワルシャワ地方裁判所が再び審理を行うことになる。

反「法と正義」（PiS）政権デモ行進の実施【4日】

4日、トウスク「市民プラットフォーム」（PO）党首がイニシアティブをとり、反「法と正義」（PiS）政権デモ行進が実施された。POの発表によれば、ワルシャワで行われたデモには全国から約50万人が集まったという。クラクフなど地方都市でも同様のデモが行われた。デモではトウスクPO党首やチヤスコフスキPO副党首（ワルシャワ市長）、フレサ元大統領がスピーチを行ったほか、「左派」や「ポーランド2050」、「農民党」（PSL）などもデモに加わった。トウスクPO

党首は、「民主主義は沈黙のうちに死ぬ。今日からは、もはや沈黙はない。今日、あなたたちは、3, 80万人のポーランドの女性と男性を代表し、民主主義のために声を上げた。毎日のようにPiSやカチンスキPiS党首、政府から民主主義の基盤へ攻撃を受けているにもかかわらず、民主主義が死なないう、あなたたちは声を上げたのである。いいえ、ポーランドの民主主義は死なないであろう。沈黙はないであろう。我々は声高に叫ぶであろう。」と国民に訴えかけた。これに対し、モラヴィエツキ首相は、「何年間にもわたり政治に携わってきた老狐たちが反政府デモ行進を組織し、それを市民たちによる自発的な抗議活動として見せようとしているのはおかしくて笑えてくる。」と述べた。ジェチポスポリタ紙は、「デモは成功を収めたが、秋の議会選挙までこのような動員の規模を保てるかどうかはトゥスクPO党首にとってチャレンジとなる。今回のデモはPOにとって近い存在でありながら、まったく投票しようとしないう権者を動員しようとしたようだ。もしこのような人々のうち10～15%が選挙で「市民連立」(KO)に票を投じれば、POは選挙に勝つための十分な票を集めることができる。」と総括した。なお、6月4日は、ポーランドで初めて部分的な自由選挙が行われた日にあたり、ポーランド人にとっては特別な意味を持つ。

政党別支持率に関する世論調査【5日】

5日、ジェンイク・ガゼタ・プラウナ紙は、世論調査機関USが行った政党別支持率に関する世論調査を

発表した。「法と正義」(PiS)が32. 8%、「市民連立」(KO)が27. 2%、「第3の道」が11. 3%、「同盟」が10. 8%、「左派」が8. 7%の支持を得るという結果が出た。同紙によれば、PiSやKO、「同盟」の支持はそれぞれ1%ずつ伸びているが、「第3の道」と「左派」の支持はそれぞれ3%と1%ずつ落ちたと報じている。

2025年上半期にポーランドがEU議長国に就任することに伴う大統領、政府、上下両院の間の協力枠体制を定める法案【6日】

6日、ドゥダ大統領は、2025年上半期にポーランドがEU議長国に就任することに伴い、大統領、政府、上下両院の間の協力枠体制を定める法案を議会に提出すると発表した。同大統領は、同法案の早期採択を訴えかけた。

「新左派」共同党首による野党下院選挙協力協定締結に向けた訴え【6日】

6日、チャジャスティ「新左派」共同党首(下院副議長)は、記者会見を開き、他の野党指導者たち(トゥスク「市民プラットフォーム」(PO)党首、コシニャク＝カミシュ「農民党」(PSL)党首、ホウオヴニャ「ポーランド2050」党首)に向け、下院選挙協力協定を結ぶよう呼びかけた。また、チャジャスティ共同党首は、「我々は協力したいということを人々に示そう。日曜日に起きたこと(反「法と正義」(PiS)デモ行進)をムダにしないようにしよう。」と述べた。

外交・安全保障

ラウ外相のNATO外相会合出席【5月31日～6月1日】

5月31日から6月1日にかけて、ラウ外相はオスロで開催されたNATO外相の非公式会議に参加した。この訪問は、ビリニウスで開催される今年のNATO首脳会合に向けた準備が目的であった。会合には同盟への招待国の地位にあるスウェーデンの外務大臣も出席した。

モラヴィエツキ首相の欧州政治共同体(EPC)首脳会合出席【1日】

1日、モラヴィエツキ首相は、モルドバ・キシナウで開かれた欧州政治共同体(EPC)首脳会合に出席した。同会合では、安全保障、ハイブリッド活動への対処、EUとNATOの協力強化が主要なテーマとなった。モラヴィエツキ首相とスナク英首相は、他の首脳と共に、平和と安全のための共同取組について議論を行った。各国首脳や欧州機関は、共同行動のみがNATO東方における安全保障を強化することができる」と強調した。

モラヴィエツキ首相のカナダ訪問【2日】

2日、モラヴィエツキ首相は、カナダを訪問し、カナダ政府のトルドー首相やオンタリオ州のフォード首相、カナダのエネルギー産業の代表たちと会談を行った。今回の訪問の主なテーマは、特に地政学的な文脈におけるエネルギー開発と安全保障に関するポーランド・カナダ関係であった。また、小型モジュール式原子炉(SMR)についても議論が行われた。

ムラルチク外務副大臣、独戦後賠償に関するEU機関への働きかけを開始【2日】

2日、外務省は、ムラルチク外務副大臣の署名入り書簡を、メツォリ欧州議会議長、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長、ミシェル欧州理事会議長、ボレル外務・安全保障政策上級代表、ジュロヴァ欧州委員会副委員長、レインダース司法委員宛に送付したことを発表した。

ポーランドのEU法違反に関する欧州司法裁判所判決【5日】

5日、欧州司法裁判所(ECJ)は、ポーランドの司法制度に関する2019年の法改正はEU法に適合しないとする判決を下した。同判決は、2021年10月にECJがポーランドに課した暫定措置違反を理由と

する1日100万ユーロの罰金の支払い(本年4月に1日50万ユーロに減額)を支持する内容であるが、罰金の積み上げは同判決をもって停止された。

ブワシュチャク副首相兼国防大臣の韓国訪問【5日～7日】

5日、ブワシュチャク副首相兼国防大臣による3日間の韓国訪問が開始された。同副首相兼国防大臣は、イ・ジョンソプ韓国国防部長官との懇談の後、「ポーランドと韓国の協力は順調に進展している。我々の努力は旧ソ連製の兵器を近代的な兵器に置き換えることであり、韓国の兵器は最も近代的な兵器の一つである。K2戦車とK9自走榴弾砲はすでにポーランド軍に配備されている。野党が政権を担っていた2015年までに600以上の部隊が廃止されたが、我々与党は、新しい部隊を新編して近代的な兵器の配備を進めポーランド軍を強化している。」と述べた。7日、同副首相兼国防大臣は、ポーランド軍向け FA-50 戦闘機1号機のロールアウト式典に参加した。

ドゥダ大統領のブカレスト・ナイン首脳会合出席【6日】

6日、ドゥダ大統領は、スロバキア・ブラチスラバで開かれたブカレスト・ナイン(B9)首脳会合に出席した。首脳会合の主な目的は、7月にブリュッセルで開かれるNATO首脳会合に先立ち、共通のスタンスをまとめることであった。B9首脳が採択した最終宣言には、「我々は、国際社会によって認められた国境の中におけるウクライナの独立、主権、領土の一体性に対する揺るぎない支持を確認する。これこそが、欧州の平和と秩序を回復する唯一無二の方法である。我々は、ウクライナに対する不当かつ違法で残忍な戦争を最も強い言葉で非難する。」と記されている。

また、B9首脳は、ブリュッセルでのNATO首脳会合において、「ウクライナとの政治関係を新たな段階に引き上げ、事情が許す限りにおいて、ウクライナをNATO加盟へと導く新たな政治的ルートを稼働させる。」という期待を表明した。B9首脳会合にはNATOのストルテンベルグ事務総長も出席したほか、ウクライナのゼレンスキー大統領もオンラインで参加した。

ロシアによるウクライナ南部ドニプロ川のカホフカ水力発電所ダム爆破に関する外務省声明【6日】

6日、外務省は、ロシアによるウクライナ南部ドニプロ川のカホフカ水力発電所ダムの爆破に関し、声明を発表した。外務省は、ノヴァ・カホフカのドニプロ川に架かるダムの爆破を無条件で非難するとともに、明白な戦争犯罪であること、環境破壊の見通しとヨーロッパに波及する影響について指摘した。さらに、ポーランドは、国際社会の前でロシアに責任を負わせ、この犯罪行為の加害者を処罰するためにあらゆる努力をし、そして、人道的、環境的なものを含む、関連のある国際制度及び法的メカニズムを通じてそれを主張すること、ロシアに対してさらなる厳しい制裁を加えることが必要であることに言及した。

ポーランド国内の安全保障にロシアが及ぼした影響を調査する国家委員会の設置に関する法律に係るEU法違反手続の開始【7日～8日】

7日、欧州委員会は、ポーランド国内の安全保障にロシアが及ぼした影響を調査する国家委員会の設置に関する法律についてEU法違反手続を開始した。翌8日、欧州委員会はポーランドに正式な通知を送付し、ポーランドからのコメントを求めた。ポーランドは、21日以内に欧州委員会に対して返答する必要がある。

治 安 等

ベラルーシ国境沿いにおける不法な入国事案【2日～4日】

国境警備隊によると、6月2日から4日にかけてベラルーシからポーランドへ不法に入国しようとした外国人が計301人確認され、入国を支援していたいわゆる運び屋4人が逮捕された。このうち、4日には、24人の集団が入国を試みる事案が確認されている。

当該外国人の国籍は、シリア、トルコ、エジプト、アフガニスタン、アルジェリア、イエメン、インド、ソマリア、カメルーン、トーゴ、マリ等中東・アフリカ地域が多いとされる。

中小規模企業を狙った強盗が増加傾向との警察発表【4日】

国家警察は、近年、中小規模企業の施設を狙った強盗が増加傾向にあることを発表した。こうした施設は大規模企業に比べてセキュリティが弱い傾向にあるという。強盗犯は、そうした施設に保管されている現金に加え、高価で特殊な機械も狙っている。

なお、警察の統計によると、2022年に全土で71,625件の強盗が発生し、そのうち犯人が摘発されたのは37,154件(50.8%)であった。ワルシャワでは6,633件が発生し、検挙率は33.1%であった。

経 済

経済政策

ポーランド過去34年間の経済発展【4日】

過去34年間に培われたポテンシャルは、多くの歴史家の意見によれば、ポーランド現代史の中

で最も優れた時期であると言える。経済学者でワルシャワ経済大学(SGH)学長であるヴァホビアク教授は、「かなりの犠牲を払いながら、困難で

あった市場経済を導入し、経済改革は、バルセロヴィッチ計画によって実現した」と指摘した。この変革により、ポーランドはEUへの加盟が可能となり、経済発展が加速、起業家精神が旺盛になり、生涯学習などの教育水準が向上、経済が多様化し、世界に開かれ、国際分業に広く参加することができたと総括した。過去32年間の一人当たりGDP（単位：米ドル）増加率は、1990年の6980米ドルから、2022年の35343米ドルと変動している。

戦略的エネルギー・インフラ担当政府全権委員の任命【2日】

モラヴィエツキ首相は、戦略的エネルギー・インフラ担当政府全権委員に、昨年7月から同職に就いていたマテウシュ・ベルガー氏の後任として、2023年6月2日付でアンナ・ウカシェフスカ・チシェチアコフスカ気候・環境省次官を任命した。同全権の主な任務は、ポーランドのエネルギー自立と原材料政策の持続可能なアプローチを確保するための解決策の実施に向けた作業を継続すること。

マクロ経済動向・統計

2023年のポーランドの経済成長率は0.8%に減速【6日】

欧州金融会議（EKF）は、2023年のポーランドの経済成長率は0.8%に減速し、2024年には2.7%に加速、平均インフレ率は12.8%で、年末には9.3%になると予測している。ブダ開発技術大臣は、ポーランドのインフレは強い下降傾向にあると推定している。

4月の外国貿易【6日】

4月のポーランド輸出は、前年同月比1.5%増の261億1,000万ユーロとなったが、前月比では13%減となった。ポーランド商工会議所（KIG）は、2023年通年で3,607億ユーロ、つまり12.6%、2024年には14.6%（4,134億ユーロ）成長すると予測している。この予測によると、これまで過去最高だった輸出の伸び率を維持することはできない。

ポーランド産業動向

PKN Orlen が肥料製造会社の買収に関する意向書に署名【6日】

6日、国営大手石油会社 PKN Orlen は、肥料製造会社 Grupa Azoty Pulawy の買収に関する合意文書に署名したことを明らかにした。PKN Orlen のオバイテックCEOは、Pulawy の親会社である Azoty からの買収を年内に完了させたいと述べた。Pulawy と PKN Orlen の化学部門 Anwil の2つの大規模な窒素肥料メーカーの統合は、より高い生産効率につながり、市場のニーズにさらに応えることができるだろうと同CEOはプレスリリースで述べている。Azoty の経営陣は、2023年6月6日、GA Pulawy、PKN ORLEN S.A.、Grupa Azoty S.A.の間で機密保持と情報共有に関する文書が署名されたと発表し、この文書は GA Pulawy のデューデリジェンスプロセスの一環としての情報提供の原則を規定するものであり、いずれの当事者にも取引の実行を義務付けるものではないとしている。

ポーランドの野菜やソフトフルーツの生産者は、ウクライナからの季節労働者に代わり、ネパールやインドネシアでも季節労働者を探しているが、1人当たり時給15ズロチ（+宿泊費）以上という低賃金のため、なかなか人が集まらず、全国農業協議会の会長は、問題は人が来たがらないことではなく、農家が労働者に適切な賃金を支払う余裕がないことであると述べている。

10ヶ所の加工工場を持つ全国青果物加工業協会の会長は、「ウクライナ侵略開始後、この業界は人手不足に悩まされ、現在はジョージア、アジア、南米など世界中から人を集めている。ウクライナからは現在、主に女性が出稼ぎに来ている。ポーランド経済は外部からの労働力なしでは成り立たない」と述べている。企業は生産能力を拡大し、新しい工場が建設され、農産物加工は近年目覚ましい発展を遂げているが、ウクライナ侵略により仕事は非常に難しくなり、今のところほとんど改善されていないと述べた。

ポーランドの農業における季節労働者の不足【7日】

エネルギー・環境

ポーランド企業、小型モジュール炉建設に関する協力覚書を締結【2日】

小型モジュール炉（SMR）建設を目的とするポーランド国営企業と民間企業の合併会社である Orlen Synthos Green Energy（OSGE）社は、カナダのオンタリオ・パワー・ジェネレーション（OPG）及びその子会社との間で、欧州におけるSMRの導入・運営に関

する協力覚書を締結した。

同覚書は、モラヴィエツキ首相が、OPGが世界初のグリッドスケールSMR（BWRX-300）を建設しているカナダのダーリントン市を訪問した際に署名された。

ポーランドは、BWRX-300 型のSMRを原子力発電計画の基礎として使用する意向である。

新法案、太陽光発電導入阻害の可能性【2日】

国会で進行中の空間計画システムの改革は、太陽光発電の開発を大幅に制限すると、再生可能エネルギー産業は警告している。

特に、電力網への接続については、業界の報告によると、この条件が導入されると現在の申請の約

90%が拒否されることとなる。更に、申請を行う際に必要な添付書類の取得に通常数ヶ月かかる。

同法案は既に下院を通過した。産業界は、上院が太陽光発電の継続的な開発を可能にする修正案を提出することを望んでいる。

科学技術

NASA長官のポーランド訪問【1日】

1日、米国NASAのネルソン長官はポーランドを訪問した。1日は駐ポーランド米国大使と共にポーラン

ド宇宙機関(POLSA)ヴロフナCEOと会談し、NASA主導のアルテミス計画に一昨年から参画しているポーランドとの今後の協力について話し合われた。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

- (1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」
(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)
- (2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」
(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)
- (3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル
(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引っ越し、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を

当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール：cons@wr.mofa.go.jp

電話番号：22-696-5005(受付時間：月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：(81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

旅券のオンライン申請等の開始について

2023年3月27日から旅券の申請手続きをオンラインで行うことができるようになりました。オンライン申請を行っていただければ、在外公館に来館する必要はなくなりますので、是非ご活用下さい。オンライン申請を行うためには、スマートフォンへの在留邦人用旅券申請アプリのインストールやオンライン在留届(ORRネット)への登録が必要となります。なお、新規旅券の受取は、引き続き当館に来ていただく必要がありますのでご留意下さい。

詳細：<https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100484349.pdf>

〔お知らせ〕大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

【開催中】展覧会「原研哉～Make The Future Better Than Today～日本のグラフィックデザイン」【2023年3月24日(金)～7月30日(日)】

ポズナン国立博物館にて、展覧会「原研哉～Make The Future Better Than Today～日本のグラフィックデザイン」が開催中です。日本のグラフィックデザイン作品を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Narodowe w Poznaniu, Aleje Marcinkowskiego 9, Poznań

詳細: <https://mnp.art.pl/en/galeria/kenya-hara-make-the-future-better-than-today/>

【開催中】写真展「明に向かって治む国～19世紀から20世紀への変わり目の写真で見る日本～」【2023年5月17日(水)～6月16日(金)】

ワルシャワ蜂起博物館支部「Fotoplastikon Warszawski」にて、写真展「明に向かって治む国～19世紀から20世紀への変わり目の写真で見る日本～」が開催中です。明治時代の日本を撮影した写真展です。入場は有料です。

開催場所: Fotoplastikon Warszawski, Al. Jerozolimskie 51/9

詳細: <https://fotoplastikonwarszawski.pl/wydarzenia/kraj-swiatlych-rzadow-japonia-fotografiach-przelomu-xix-xx-wieku/>

【予定】第8回日本祭り「Matsuri – Piknik z Kulturą Japońską」【6月17日(土)11:30～19:00】

ワルシャワ市のスウジェフ文化センターにて、ポーランド商工会、ポーランド日本人会及び在ポーランド日本大使館共催による第8回「日本祭り」が開催されます。様々なステージ演目、武道、着付け、書道、マンガ、生け花、けん玉等のワークショップ・展示など日本をまるごと体験できるイベントです。そのほか、日系企業による展示、日本食の販売なども予定されています。入場料は無料です。

開催場所: Służewski Dom Kultury, ul. Jana Sebastiana Bacha 15, Warszawa

詳細:

フェイスブック: <https://www.facebook.com/nihon.matsuri.piknik>

インスタグラム: <https://www.instagram.com/nihon.matsuri/>

ウェブサイト: <http://www.pl.emb-japan.go.jp/matsuri.html>

【予定】ウクライナ避難民支援・能公演【2023年6月18日(日)】

ワルシャワ国立劇場にて、宝生流ワルシャワ能公演実行委員会主催「ウクライナ避難民支援・能公演」が開催されます。在ポーランドウクライナ避難民を支援するための慈善事業として、公演チケット売上及び公演会場での募金は、ウクライナ避難民を支援する団体へ寄付されます。

開催場所: Teatr Narodowy w Warszawie, plac Teatralny 3

詳細: <https://www.ebilet.pl/teatr/pozostale/spektakl-japonskiego-teatru-no>

【予定】第16回国際アニメーション映画祭「アニマトル」【2023年6月21(水)～6月30日(日)】

ポズナン市文化センター「エストラダ・ポズナン」主催、第16回国際アニメーション映画祭「アニマトル」が開催されます。日本を含む様々な国のアニメーション映画の上映が予定されています。

フェイスブック <https://www.facebook.com/FestivalAnimator>

ウェブサイト <https://animator-festival.com/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送

付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsml@wr.mofa.go.jp)